

不当な攻撃と闘う仲間を 全力で支えよう！

今、「働き方改革」の実現に向けて、労働組合や労使関係への期待が高まる一方、それを否定・破壊するような動きが出ている。連合の仲間が、それをね返そうと日夜闘っている。

1つは、使用者責任逃れの「業務委託契約の濫用」に疑問を投げかける全ベルコ労働組合（連合北海道・情報労連／冠婚葬祭互助会の最大手）。もう1つは、企業買収会社による露骨な組合つぶしに立ち向かう、JAM加盟のセコック労組（光学電子情報機器メーカー）と日本コンベヤ労組（大型コンベヤのトップメーカー）だ。これは、決して対岸の火事ではない。それぞれの職場で何が起きたのか。労働組合はどう行動しているのか。どんな支援が求められているのか。闘いの最前線からの報告を中心にその惨状をお伝えする。

問題提起

不当な働かせ方や 支配介入を許してはならない

業務委託契約の濫用、露骨な組合つぶし、その背景には何があるのか。労働組合としてどういう視点を持つべきか。逢見事務局長に聞いた。

ギグ・エコノミーへの懸念

—ベルコ社では社員の大半が業務委託契約だという。その背景には何があるのか？

最近、米国で「ギグ・エコノミー（Gig Economy）」という言葉が注目



逢見直人

連合事務局長

されている。ギグとは、非正規雇用労働者（仕事がある時のみ）の不定期就労者や請負契約などを指し、そうした労働者によって経済が成り立っている状態をギグ・エコノミーという。米国では、ギグ・ジョブがすでに全労働者の16%を占めると言われる。

日本でもそうした動きは出ている。その典型例がベルコだ。ベルコが昨年7月、監督官庁である経済産業省に提出した報告では、全従業員7128人のうち、正社員はわずか

32人で、残る7000人以上は、本社と直接、業務委託契約を結ぶか、委託契約を結んだ代理店と雇用契約を結んで働いている。驚いたことに、支社長や支社長代理、現場の管理職まで業務委託契約になっている。本当は会社組織であるのに、本部・複数の支社・多数の支部（代理店）にバラバラの独立した法人格を取得させ、支部を見せかけの「使用者」として労働者と雇用契約している。まさに「会社組織の丸ごと偽装」だ。労働法の規制を免れ、支店従業員への雇用責任を逃れる悪質な手法は、決して許されるものではない。

米国で流行したものは、数年後に日本でも流行するとの説があるが、ギグ・エコノミーが拡大すると、不安定雇用が広がり、低賃金労働者がま

すます増える懸念がある。また、業務委託・請負労働などには、労働基準法などの労働法制や最低賃金が一切適用されないことから、法律で保護されない労働者が増加することになり、看過できない。この米国の流布を決して日本に広げてはならない。

保有資産目当ての企業買収

—TCSで起きているのは？

TCSホールディングスのケースは、企業買収による労働組合への支配介入だ。1997年6月に独占禁止法が改正され、純粋持株会社の設立が認められるようになった。連合は、直接の使用者の上に来る持株会社にも使用者概念を拡大すべきと主張し、団交応諾義務を労組法に書き込むよう主張してきたが、それが入

日本の「雇用」を守る闘い

れられないまま現在に至っている。「ハゲタカ」ファンドに代表されるように、国内外のファンドや持株会社が日本の事業会社を買収し、そこに労働組合がある場合には組合つぶしにかかると。その企業の事業に魅力があるのではなく、保有資産や知的財産目当

ての買収であるケースも少なくない。その場合は雇用関係の維持などはお構いなしで、企業組織がスタスタに切り割られてしまう。今回のTCSの動きもこうした疑念が強い。

—労働組合としてどう立ち向かう？
これは日本の雇用と労使関係を守

る闘いだ。情報労連と連合北海道は、全ベルコ労働組合を全面的にサポートして闘っている。連合も「全ベルコ労働組合裁判闘争支援対策チーム」を設置し、私が対策本部長として、こうした不当な働き方をなくすための闘いを展開している。また、組合

破壊を阻止すべく、JAM傘下のセコニック労組と日本コンベヤ労組も懸命に闘っている。

ベルコとTCSホールディングスに対して懸命に闘っている仲間へ、連合から連帯のメッセージを送りたい。負けるな！仲間たち。

ベルコ社の「会社組織の丸ごと偽装」が明るみになった発端は、連合北海道の労働相談ダイヤルに寄せられた1本の電話だった。連合北海道の全ベルコ労働組合対策委員会委員長を務める齊藤勉副事務局長は「業界のトップ企業が、こんな違法行為満載の働き方をしているとは思ってもいなかった」、全ベルコ労組の高橋功委員長は「葬祭業で働いていることに誇りを持っている。だからこそ、劣悪な労働環境を改善したいと連合に相談した」とその経緯を振り返る。

悪質極まりない使用者責任逃れ

株式会社ベルコは、会員から毎月互助会費を集め、結婚式や葬儀のサービスを提供する「冠婚葬祭互助会」の最大手。本拠地は大阪だが、全国に支社・支部（代理店）を配して事業を展開している。

2014年7月、連合北海道が別の葬祭会社の組織化に取り組んで

た時、ベルコの東札幌支社手稲支部代理店で働く従業員から、「労働組合を結成して劣悪な労働環境を改善したい」との相談があった。相談者は、支部代理店と雇用関係にあるが、支部代理店長は、ベルコの社員ではなく業務委託契約を結んでいるという。交渉を求める相手（使用者）は支部代理店長ということになるが、相談の電話を受けたスタッフは、直感的に「違法性」を疑った。詳しく話を聞くと、支部代理店長は「個人事業主」とは名ばかりで、実質的にはベルコ本社の支配下にあり、「応諾の自由のない」指示命令を受け、ベルコ本社の発令指示による人事異動も行われていた。代理店は、互助会会員を獲得するとベルコ本社から

成約手数料が支払われる仕組みだが、解約や未納が生じると、その手数料の返還を求められる。また本社から無理な営業ノルマが課せられ、休日や深夜も問わず働いているが、時間外手当や深夜手当は払われない。指示に積極的に従わない代理店長や従業員に対しては契約打ち切り・解雇のプレッシャーをかける。そういうことが常態的に行われているという訴えだった。

全ベルコ労働組合の高橋委員長は「多くの従業員は、今後とも何なる不利益を課されるかわからず不安を抱えて仕事をしている。私たちは、葬儀業を誇りに思っている。みんなお客様のために精一杯仕事をしている。そんな仲間のために、ベルコの



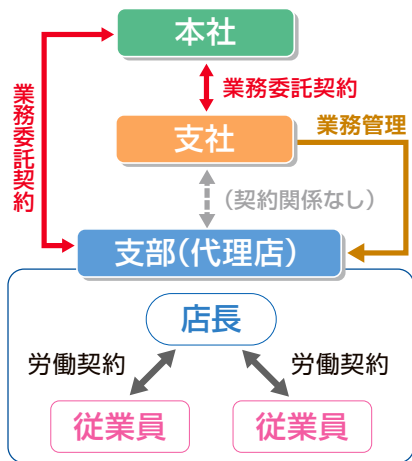
高橋 功
全ベルコ労働組合委員長



齊藤 勉
連合北海道副事務局長

ベルコのビジネスモデル

業務委託契約の濫用により、
巧妙に使用者責任を逃れている



連合北海道は、こうしたベルコ社の手法について、業務委託を濫用することで使用者責任を放棄し、労働者保護ルールの適用を免れ、利益のみを確保しようとするきわめて悪質な「偽ビジネスモデル」であり、「偽装雇用」と判断。労働組合結成の準備に入った。ところが、この動きを察知したベルコ本社は2015年1月28日、組合結成の中心メンバーである高橋委員長と豊田書記長が勤務する手稲支部代理店長に対し、契

労働組合結成を理由に解雇

劣悪な労働環境を改善したいと、労働組合を結成して会社と交渉をすることを決断し、連合に相談した」と、その切実な思いを打ち明ける。

約期間満了まで半年を残しているにもかかわらず、契約を無理やり解除し、代理店を閉鎖。その業務と両名を除く全従業員を、新たな支部代理店を設置して承継した。

これに対し高橋・豊田両氏をはじめとする労働者は1月30日、全ベルコ労働組合を結成し、連合北海道地域ユニオンに加盟（のちに情報労連にも加盟）。翌日、ベルコ本社に労働組合結成通知と団体交渉申し入れを行った。連合北海道は、全ベルコ労働組合対策委員会を設置して、ベルコ本社宛の抗議行動と組合への激励行動、ベルコ労組・情報労連・地協役員による全道組織化オルグを展開。また、地位保全などを求める仮処分、本裁判を提訴し、労働委員会への不当労働行為救済の申し立ても行った。連合本部もまた「全ベルコ労働組合裁判闘争支援対策チーム」を設置し、弁護団への支援を強化する一方、これまで札幌、東京、大阪でのシンポジウム開催や厚労記者クラブでの記者レク実施など世論喚起に努め、週刊東洋経済（2017.3.25号）には「冠婚葬祭に蔓延する『個人請負』の深い闇」というタイトルでベルコの特集記事が組まれた。

弁護団より

ベルコ解雇事件の本質は究極の「雇用関係によらない働き方」である！

株式会社ベルコは、全従業員7128人のうち、正社員はわずか32人。残る「臨時社員」は、すべて業務委託契約か業務委託している支部長が雇用している形式を取っている。驚くべき「究極の業務委託の濫用事例」であり、ここまで大規模で徹底的に業務委託形式を悪用して使用者責任を免れる事例は日本の労働裁判史上、過去に類例がない。労働委員会も、「支社長



齋 一郎

弁護士
日本労働弁護団常任幹事

までが業務委託とは…。こんな企業はありえない」との認識をもって。従来は法理論や判例法理では解決できない初めてのタイプの労働事件であり、新しい労働者保護法理が検討されなければ、労働組合と労働者を守れない危険性のある事件である。

現在、経産省は「雇用関係によらない働き方」を推し進めようとしているが、ベルコはまさに「労働法の不要な」「労働組合も結成できない」「社会へのリーディング・カンパニー」と言える。悪質極まりない「業務委託」の濫用が広がれば、日本の雇用社会は崩壊してしまう。これは、絶対に負けられない闘いだ。

「私たちの情報発信に対し、全国のベルコで働く方や元社員などから問い合わせが相次いでいる。ベルコの仲間が安心して働くことができる

よう力を貸してほしい」と齋藤副事務局長。ベルコ闘争は、ベルコで働く人だけでなく、まさに日本の雇用を守るための社会的な闘いなのだ。

日本の「労使関係」を守る闘い

東京コンピュータサービス(株)を母体とする「TCSグループ」に買収された企業で起きているのは、露骨な労働組合つぶしだ。その標的となったJAM傘下のセコニック労組と日本コンベヤ労組は、懸命の闘いを続けている。

繰り返される不誠実団交

TCSグループによる企業買収・労働組合破壊の手法はこうだ。まず、グループ企業を動員して市場で株を買い占め、業務提携の話を持ち込む。その後、TCSグループから役員を送り込み実権を握る。買収した会社を事業会社と持株会社に分割し、実体のない子会社などを複数設立。そして、一方的に労働条件の切り下げを行う。労働組合があり、健全な労使関係が築かれていた会社では、それをズタズタに破壊していく。

TCSホールディングス

(東京コンピュータサービス)

①企業の買収

- 関連企業による株の買い占め
- 業務提携、企業の買収・乗っ取り

②買収企業の組織再編

- 分社化・人員整理

③労働組合つぶし

- 不誠実団体交渉
- 労働協約の破棄
(ユ・シ協定、定期昇給、年間一時金など)
- 配転・出向・転籍による組合脱退工作

TCSグループ

A社、T社、N社、M社など約70社・社員1万人
(JAM加盟組合)～セコニック、日本コンベヤ
(TCSホールディングスと裁判闘争・労働委員会争議中)

より人員補充を行い、組合役員をねらって配置転換を行うなど、労働組合組織の弱体化をねらった攻撃をエスカレートさせている。

JAM本部で闘争支援の先頭に立つ栄敏彦組織グループ長は、その執拗な攻撃に怒りを隠さない。「最初に一時金の減額および業績連動の廃止、定昇凍結や賃金制度の変更などを組合の合意を得ないまま強行する。春闘の賃金・一時金交渉はゼロ回答から始まり、きわめて低額の回答が示され、合理的な説明のない不誠実団交が何度も繰り返される。さらに、ユニオンショップ協定の廃止など労働協約の改定について会社提案を押し付けるか、期限切れを理由として一方的な協約の破棄を行ってくる」。

労働組合そのものの危機

こうした組合破壊攻撃に対し、セコニック労組、日本コンベヤ労組は、労働委員会に不当労働行為救済を申し立てるとともに、一方的な賃金・一時金の切り下げに対して、時間外労働拒否、ストライキなどあらゆる手段を駆使して対抗してきた。しかし、他のグループ企業からの出向に

「許すなブラック企業! 1.20JAM総決起集会」(2017年1月20日 連合会館)

真っ赤な鉢巻きを固く締め、全国から駆けつけたJAMの仲間が結集。連合の神津会長も壇上に立ち、「働き方改革」推進のもとで、労働組合の重要性が増す中であって、労使関係を否定する、あるいは労使関係の担い手である労働組合を攻撃するなど、もってのほかだ。断じて許すことはできない」と激励した。



JAM大阪からの報告

安心して働ける職場を取り戻すために

親会社の雇用・使用者責任、純粹持

株式会社、グループ企業、派遣先企業、投資ファンドなどにおける使用者責任を明確化するなどの法制化も喫緊の課題だ。この危機感をすべての労働組合に共有してほしい」と訴える。

陰湿かつ悪辣な労働組合つぶしを仕掛けるTCSと日本コンベヤ労組の闘いは、3年を経過し激しさを増している。

2015年12月、TCSは、「ユニオ

ンショップ(ユ・シ)条項の破棄」、「同意条項の削除」、「便宜供与の削除」など、労働組合を弱体化させ破壊を目論む労働協約改定を申し入れてきた。組合は改定を拒否したが、3カ月後

には一方的に期間満了を宣言。さらに、2016年4月には組合の反対を押し切り、日本コンベヤの上にNCHDという純粹持株会社を設立。そこから出向という形で新入社員を送り込まれた。

これに対し組合は、①労働協約が有効であること、②NCHDからの出向を中止し直雇用として組合員にするか、ユ・シ条項の範囲を拡大し出向社員を組合員にすること、③数々の不当労働行為に対する反省と謝罪を求め、2016年5月、大阪府労働委員会に不当労働行為救済申立を行った。安心して働ける職場を取り戻すために、組合員の団結を背景とする現場での実力闘争と労働委員会闘争に全力で取り組む日本コンベヤ労組に強力な支援をお願いしたい。

弁護団より

M&Aを利用した企業のブラック化への対策を

M&Aは、近年再び増加傾向にある。M&Aにより経営権を握った企業は、「労働条件の破壊」「労働組合に対する支配介入」「会社財産の篡奪」を繰り返しブラック化している。セコニックでは、TCSグループが会社の経営権を握って以降、「協約で定められた一時金全額不支給」「課長職の降格」「退職勧奨」「組合脱退工作



徳住堅治

弁護士
日本労働弁護団会長

が行われてきた。セコニック労組は、労働協約の失効措置が支配介入(労組法7条3号)であるとして東京都労働委員会に不当労働行為救済申立を行い、現在命令を待つ段階である。TCSグループは、経営権を握った日本コンベヤでも同様の攻撃を行っており、日本コンベヤ労組は、争議行為を繰り返し抵抗している。TCSホールディングス総務部の管理職が、両組合との団体交渉に出席しグループ全体の支配をはかっている。労働組合は、M&Aを利用した企業のブラック化の課題にもっと目を向ける必要がある。

連合のスタンスと取り組み

これは対岸の火事ではない 労使関係を破壊する経営との闘いだ

労働組合は社会の公器だ。対等で健全な労使関係を通じて、労働者の権利保護や雇用確保、労働諸条件の向上をはかり、企業の発展や持続可能性の向上にも資するという役割を担っている。まさに企業にとって労働組合は大切なパートナーである。

おりしも、「働き方改革実現会議」の議論を踏まえ、非正規雇用労働者の処遇改善や長時間労働是正を柱とする「実行計画」が示された。その実現に向けては、現場の労使の取り組みこそがカギになる。そうした意味でも、労使関係や労働組合の役割に社会の期待が高まっているのだが、一方でそれを否定し破壊しようとする経営も登場している。



山根木晴久

連合総合組織局長

労働組合は社会の公器だ。対等で健全な労使関係を通じて、労働者の権利保護や雇用確保、労働諸条件の向上をはかり、企業の発展や持続可能性の向上にも資するという役割を担っている。まさに企業にとって労働組合は大切なパートナーである。

ベルコにおける使用者責任逃れ、TCSグループによる労組攻撃と労働協約破壊。いずれもこれからの時代にますます重要性が高まる集団的労使関係を真つ向から否定するものだ。しかも、ベルコのケースは、放置すれば日本全体に広がりかねない危険をはらんでいる。またTCSグループのケースは、いつ自分たちの企業で起きるかもしれない問題だ。

これに対し闘う労働組合は、労働者の権利だけを主張しているのではない。まして会社を倒そうとしているのでもない。一方的に労働組合を敵対視する経営に対して、お客様信頼のため、会社をよくするため、労使関係を大切にするために闘っているのである。

これは、絶対に負けない闘いだ。連合は、ベルコ、TCSグループに対する闘いを全面的に支援していくとともに、組織内外にその実態を伝え、世論形成を通じて何としても裁判・労働委員会闘争を勝ち抜きたい。